

平成 25 年 2 月 4 日

各 位

株式会社 みなと銀行

合同運用指定金銭信託（愛称）「MINATOファンド」の取り扱いについて

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、2月12日（火）より、合同運用指定金銭信託（愛称）「MINATOファンド」の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

この金銭信託は、当行向け劣後特約付貸出金[※]を主たる運用資産としており、地域のお客さまから託された資金を、地域経済の成長・発展に向けて、活用いたします。

なお、自行向けの劣後特約付貸出金を主たる運用資産とする金銭信託の取扱いは、近畿地区の地方銀行で初めてとなります。

みなと銀行は、今後も多様化する地域のお客さまのニーズにお応えするため、様々なサービスの提供を通じて地域に貢献してまいります。

※ 本劣後特約付貸出金には日本格付研究所（JCR）より予備格付「BBB+」を取得しております。また、みなと銀行は、日本格付研究所（JCR）より「A-」の格付〔長期発行体格付〕を取得しております。

【商品概要】

商 品 名	合同運用指定金銭信託（運用先明示・劣後特約貸付型）
お申込みいただける方	個人・法人のお客さま
運 用 対 象	主にみなと銀行向けの劣後特約付貸出金
信 託 期 間	8年（平成25年3月15日～平成33年3月15日） 但し、信託設定日から3年目以降に期限前償還される可能性があります。
募 集 期 間	平成25年2月12日（火）～3月1日（金） 募集期間の途中で、お申込総額が募集予定金額に達した場合には、お申込みを締め切らせていただくことがあります。
募 集 予 定 金 額	50億円
お 申 込 み 単 位	500万円以上100万円単位（上限金額5,000万円）
予 定 配 当 率	年1.1%（税引前） 信託期間中の予定配当率の見直しは行いません。また、予定配当率に従った配当が保証されているわけではありません。
決 算 日	原則として毎年3月、9月の15日および最終計算日とします。
受 託 者	三井住友信託銀行株式会社
取 扱 店	当行本支店（海岸通支店、神戸ポート支店、各住宅ローンプラザを除く）

※合同運用指定金銭信託（運用先明示・劣後特約付貸付型）の仕組みなど本商品にかかる詳細は、別紙パンフレットをご参照ください。

以 上

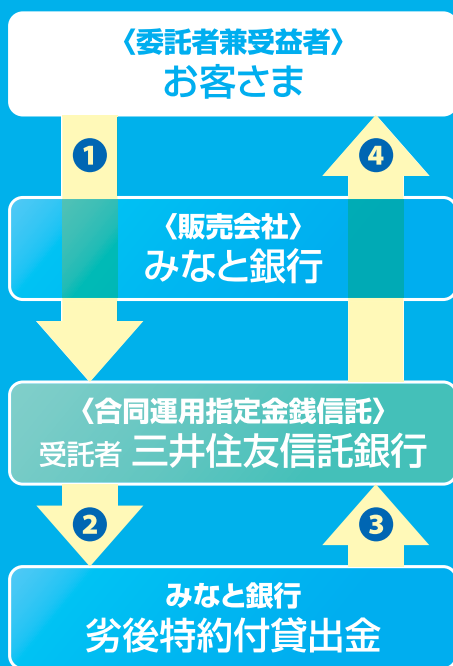
本資料に関するお問い合わせ先
企画部 調査広報室 久保田 TEL 078-333-3247

みなさまの未来を応援します。

MINATOファンド

合同運用指定金銭信託(運用先明示・劣後特約付貸付型)

合同運用指定金銭信託(運用先明示・劣後特約付貸付型)のしくみ



① 信託金

お客さまは信託金を払い込みます。

② 運用

受託者は信託財産の合同運用(主な運用対象はみなと銀行向けの劣後特約付貸出金)を行います。

③ 利息等

みなと銀行は受託者に対し、劣後特約付借入金の返済・利息支払を行います。

④ 配当・償還

受託者はお客さまに対し、各決算日後に配当金支払および信託終了時に元本支払を行います。

【合同運用指定金銭信託】

同一の信託約款に基づいて多数のお客さまから信託された金銭を受託者が合同して運用し、お客さま(受益者)に対して金銭で収益配当および元本償還を行う信託。

【劣後特約付貸出金】

貸出先に一定の劣後事由(破産手続、会社更生手続の開始等)が発生した場合に、返済順位が預金者や普通社債保有者等の一般債権者より後順位となる旨の特約がついた貸付金。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

<http://www.minatobk.co.jp>



みなと銀行

商号等 株式会社みなと銀行
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

みなさまの未来を応援します。 MINATOファンド

合同運用指定金銭信託(運用先明示・劣後特約付貸付型)

商 品 名	合同運用指定金銭信託(運用先明示・劣後特約付貸付型)
運 用 資 産	主にみなと銀行向けの劣後特約付貸出金(以下「劣後ローン」)
主 な リ ス ク	<ul style="list-style-type: none">●主な運用対象である劣後ローンの貸出先であるみなと銀行の信用状況に問題が生じ、劣後ローンの元利払いが予定どおりに行われなかった場合、収益金の配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。特に、貸出先であるみなと銀行に破産手続開始等の劣後事由が発生した場合、劣後ローンは、預金や普通社債等の一般債権が全て弁済されなければ、元利払いを受けることができないため、劣後ローンの価値は大幅に減少することになり、劣後ローンの元利払いがほとんどなされない、あるいは当初貸出金額を著しく下回る代金での劣後ローンの売却を余儀なくされる等により、元本に大幅な損失が生じることが見込まれます。●劣後ローンが信託期間満了前に期限前弁済された場合、本商品は期限前償還され、お客さまの運用期間が短くなります。●本商品は原則として中途解約や譲渡をすることができないため、信託期間中における換金には著しい制約があります。
ご利用いただける方	個人・法人のお客さま
信 託 期 間	8年(信託設定予定日:平成25年3月15日～信託期間満了予定日:平成33年3月15日) 但し、信託設定日から3年目以降に本商品は期限前償還される可能性があります。
募 集 期 間	平成25年2月12日(火)～3月1日(金) 募集期間の途中で、お申込総額が募集予定金額に達した場合には、お申込みを締め切らせていただくことがあります。
募 集 予 定 額	50億円
最 低 募 集 金 額	20億円(募集期間中のお申込金額の総額が最低募集金額に満たない場合には、受け付けたお申込みをお取消させていただくことがあります。その場合、払い込みいただいたご資金はご指定の口座に払い戻します。)
お 申 込 み 単 位	500万円以上100万円単位とし、上限は5,000万円。複数契約の保有はできません。
予 定 配 当 率	年1.1% 信託期間中の予定配当率の見直しは行いません。予定配当率に従った配当が保証されているわけではありません。
決 算 日	原則として毎年3月、9月の15日および最終計算日とします。(銀行休業日の場合は翌営業日となります。)
収 益 配 当	<ul style="list-style-type: none">●収益金の予定配当額の計算式は以下の通りです。信託財産の運用成果によっては、実際の収益金は、予定配当額と異なる場合があります。 (予定配当額=予定配当率×信託元本×計算期間日数÷365)●各決算日以降、所定の日に交付されます。
税 金	<ul style="list-style-type: none">●個人のお客さま:原則として収益金に対しては、20%の税金(国税15%、地方税5%)が源泉分離課税されます。マル優制度はご利用になれません。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉徴収されます。●法人のお客さま:原則として収益金は源泉徴収の上、総合課税となります(非課税法人の場合は、税金はかかりません)。●上記は平成25年1月現在の取扱いであり、将来税制が変更となる可能性があります。
中 途 解 約	<ul style="list-style-type: none">●原則として、中途解約はできません。 お客様からの中途解約の請求は、お客様に死亡や破産手続の開始決定などの事由が発生した場合に限られます。お客様からの中途解約の請求がある場合でも、中途解約に応じるための預金が不足している場合等においては、中途解約が認められません。中途解約が認められる場合、元本のみが交付され、配当の交付は一切なされません。詳細については、商品説明書兼信託約款をご参照ください。
費 用	本商品のご購入に際しては、次の費用をご負担いただけます。なお、これらの費用の総額については、お申込み時点では確定しないため表示できません。①信託財産の中から信託報酬をいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率3%から下限年率0.1%の範囲内とし、受託者が運用成果に基づき計算します。②その他、信託財産の中から信託事務の処理に必要な費用を支払う場合があります。
受 託 者	三井住友信託銀行株式会社

〈本商品に関するご留意点〉

本商品をお申込みの際は、以下の事項および商品説明書兼信託約款をよくお読みいただき、商品の内容やリスク等を十分にご理解の上、ご本人の判断と責任においてお申込みください。商品説明書兼信託約款等は、みなと銀行本支店にご用意しています。

●本商品は、実績配当型の金銭信託です。予定配当率はこれを保証するものではありません。●本商品は、預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。●本商品は、信託期間満了による償還のほか、本商品の主たる運用資産である劣後ローンが期限前弁済を受けた場合には、信託約款の規定に基づき、信託を終了し、早期償還を行います。●本商品のお申込みは、原則として取消することができません。また、お申込みに関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。●お申込手数料および解約手数料はかかりません(中途解約は原則不可となります)。●本商品のお申込みをいただいた後、契約締結の可否については、受託者にて最終的に判断いたします。契約の締結をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

販売会社／株式会社みなと銀行〈商品については最寄りの営業窓口にお問い合わせください〉

または…〈みなと〉インフォデスクへ  **0120-08-3710** 【受付時間】平日9:00～17:00(通話料無料)

<http://www.minatobk.co.jp>



みなと銀行

商号等 株式会社みなと銀行
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

(平成25年1月現在)